

令和2年4月1日施行の民事執行法改正により、
入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時には、

暴力団員等に該当しない旨の陳述書※1

が入札書ごとに必要になります。※2、※3

なお、宅地建物取引業者の場合は、

宅地建物取引業の免許証の写し

を、併せて提出してください。

（宅地建物取引業の免許証の写しを提出した方については、暴力団員等に該当する
か否かについて警察への調査の囑託が行われません。）

※1 陳述書には、個人用、個人（法定代理人）用、法人用があります。

※2 入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※3 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

① 住民票や代表者事項証明書等のとおり、正確に記載してください。

② **自己資金で入札する場合は、陳述書1枚目の陳述欄の「自己の計算に
おいて」で始まる文の冒頭にある□にチェックをしてはいけません。**

「自己の計算において本人に買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。他人から資金の提供を受けて入札する場合は、ここにチェックを入れ、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」を添付する必要がありますが、自己の資金で入札する場合に誤ってチェックをした場合でも、別紙が添付されていないことによって、形式的に不備のある陳述書として入札無効になる場合があります。

ご注意ください！

この競売事件は、
広島地裁本庁で取扱っています。

入札その他の手続きの際には、必ず、
**広島地方裁判所本庁の事件番号（「期間
入札の公告」に記載してある事件番号）**
で行ってください。

なお、**入札手続等は、広島地方裁判所
本庁の執行官が取り扱います。**入札書を
誤って**呉支部又は三次支部に提出すると**
無効になりますのでご注意ください。

★お問い合わせ先★

○ファイルについてのお問い合わせ

広島地方裁判所本庁民事第4部不動産執行係

TEL（082）502－1392

○入札手続についてのお問い合わせ

広島地方裁判所本庁執行官室

TEL（082）228－0421（代表）

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 8 月 3 日

広島地方裁判所民事第 4 部

裁判所書記官 早 志 英 二

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 8 月 19 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 8 月 25 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 8 月 28 日 午前 10 時 00 分 場 所 広島地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 9 月 17 日 午後 3 時 00 分 場 所 広島地方裁判所民事第 4 部
特別売却 実施期間	令和 8 年 9 月 1 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 9 月 1 日 午後 4 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。 (注) 現金、小切手は保証として認めない(特別売却を除く)。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 8 月 3 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
8, 10	10, 244, 000 8, 195, 200	一括	2, 050, 000	非課税	非課税
8	4, 391, 000				
10	5, 853, 000				



物 件 目 録

8 所 在 吳市広大新開二丁目

地 番 10117番10

地 目 境内地

地 積 137平方メートル

(現況)

地 目 宅地

10 所 在 吳市広大新開二丁目10117番地10

家屋 番号 10117番10

種 類 礼拝所

構 造 木造瓦葺2階建

床 面 積 1階 91.06平方メートル
2階 53.92平方メートル



物 件 明 細 書

令和 8年 6月 2日

広島地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 早 志 英 二

1 不動産の表示

【物件番号8, 10】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号8, 10】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号10】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では別ファイルとして備え付けられています。



11

物 件 目 録

8 所 在 吳市広大新開二丁目

地 番 10117番10

地 目 境内地

地 積 137平方メートル

(現況)

地 目 宅地

10 所 在 吳市広大新開二丁目10117番地10

家屋 番号 10117番10

種 類 礼拝所

構 造 木造瓦葺2階建

床 面 積 1階 91.06平方メートル
2階 53.92平方メートル



令和 7年(ケ)第 70号
令和 7年 6月18日受理
令和 7年12月 9日提出

現 況 調 査 報 告 書

(物件8及び10)

広島地方裁判所

執 行 官 徳 田 求

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

8	所 在	呉市広大新開二丁目
	地 番	1 0 1 1 7 番 1 0
	地 目	境内地
	地 積	1 3 7 平方メートル
1 0	所 在	呉市広大新開二丁目 1 0 1 1 7 番地 1 0
	家屋 番号	1 0 1 1 7 番 1 0
	種 類	礼拝所
	構 造	木造瓦葺 2 階建
	床 面 積	1 階 9 1 . 0 6 平方メートル 2 階 5 3 . 9 2 平方メートル



不動産の表示	『物件目録』のとおり		
住居表示	広島県呉市広大新開二丁目22番26号		
土地	物件8		
現況地目	☒ 宅地（物件8） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は『目的外建物の概況』のとおり）		
その他の事項			
建物	物件10		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を礼拝所として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日		
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (占有補助者)	(以下は、令和7年11月25日に聴取した。) 1 私は、所有者の宗教法人の僧侶です。ここのお寺を管理させていただいています。 2 住み込みですので、ここが、私の住居兼職場ということになります。住居部分の家賃相当額については、ここで私が働いている分との相殺ということで、お金のやり取りはありません。 3 代表者の B は、広島市におり、実際にここに来るのは、年に何回か程度です。 以 上

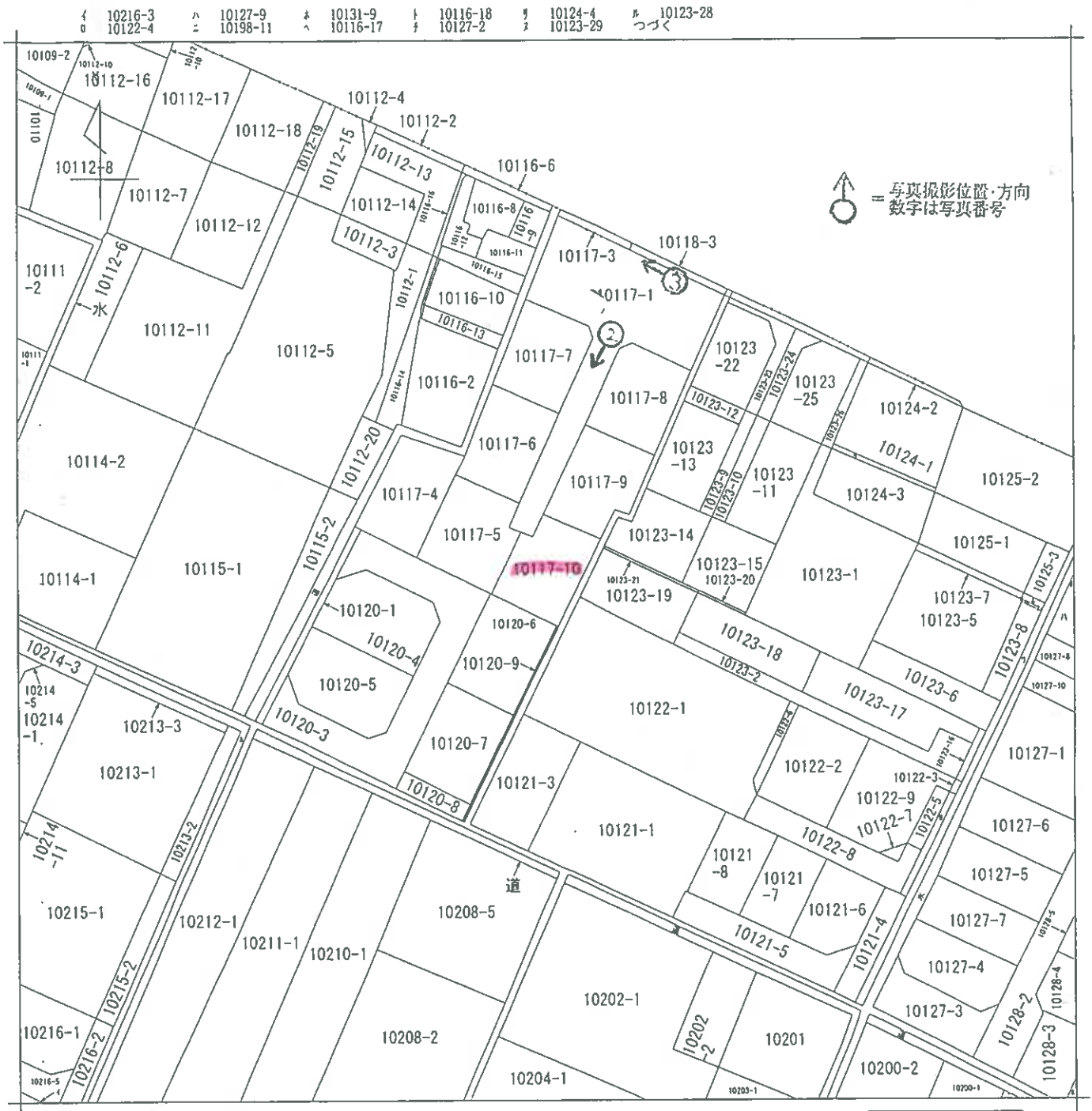
その他の事項	
■	1 物件8の土地は、北西側の位置指定道路(42条1項5号道路)を経て市道(横路白石線)に接している。 以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和7年6月24日 (火) 11:35 - 11:45	物件所在地	物件の同一性確認、占有調査 外観写真撮影
令和7年6月24日 (火) 12:25 - 12:45	広島法務局呉支局	公図等の交付申請
令和7年6月24日 (火) 12:55 - 13:05	呉市役所	間取図面の交付申請
令和7年11月25日 (火) 10:00 - 10:25	物件所在地	立入調査 写真撮影
令和 年 月 日 () : - :		
令和 年 月 日 () : - :		
令和 年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

縮小(A3→A4)



請求部	所在	呉市広大新開二丁目				地番	10117番10			
出力縮	縮尺不明	精度区分	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面			種類	旧土地台帳附属地図	
作成年月日				備付年月日(原図)	昭和48年1月20日			補記事項		

登記年月日：昭和53年1月23日

0925023

家屋番号

10117番10

各階平面図

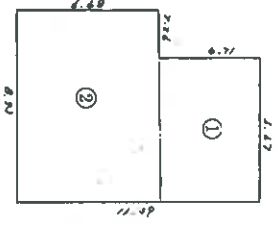
建物図面

建物の所在

底大新開2丁目
呉市広町字大新開4印10117番地10

2531.123

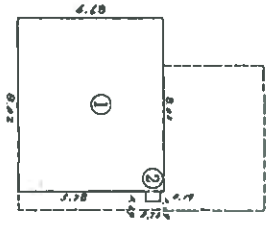
1 階



求積
① $4.47 \times 2.26 = 10.10$
② $8.27 \times 2.26 = 18.69$
合計 28.79

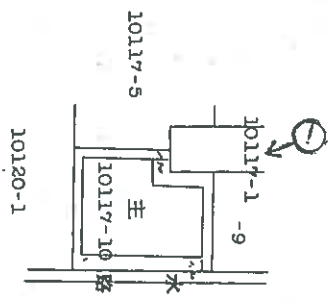
床面積 28.79 m^2

2 階



求積
① $8.02 \times 6.68 = 53.57$
② $2.04 \times 0.72 = 1.47$
合計 55.04

床面積 55.04 m^2



写真撮影位置・方向
番号は写真
数字は写真

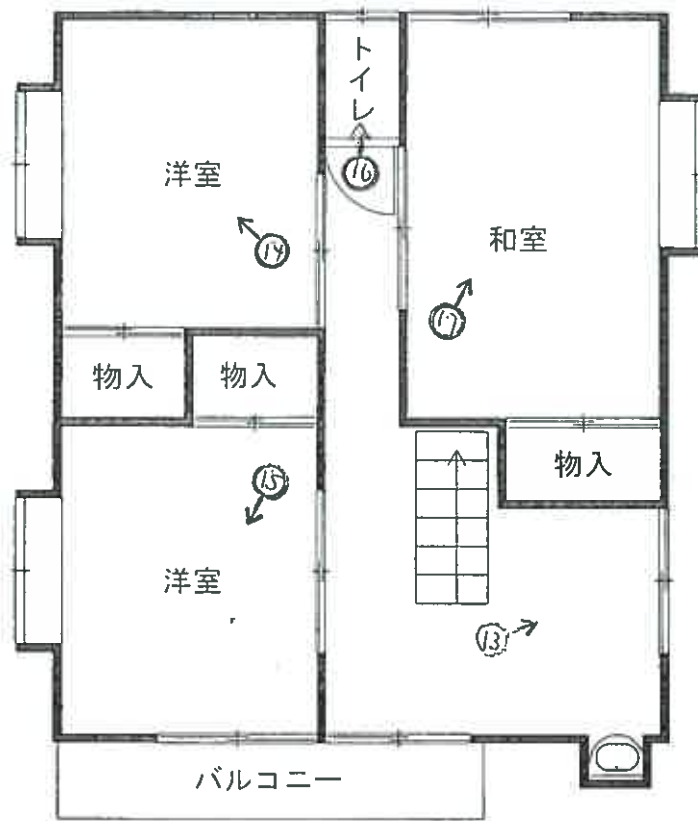
製作者	昭和53年 1月 23日
	製作者

縮尺 1/250 1/500

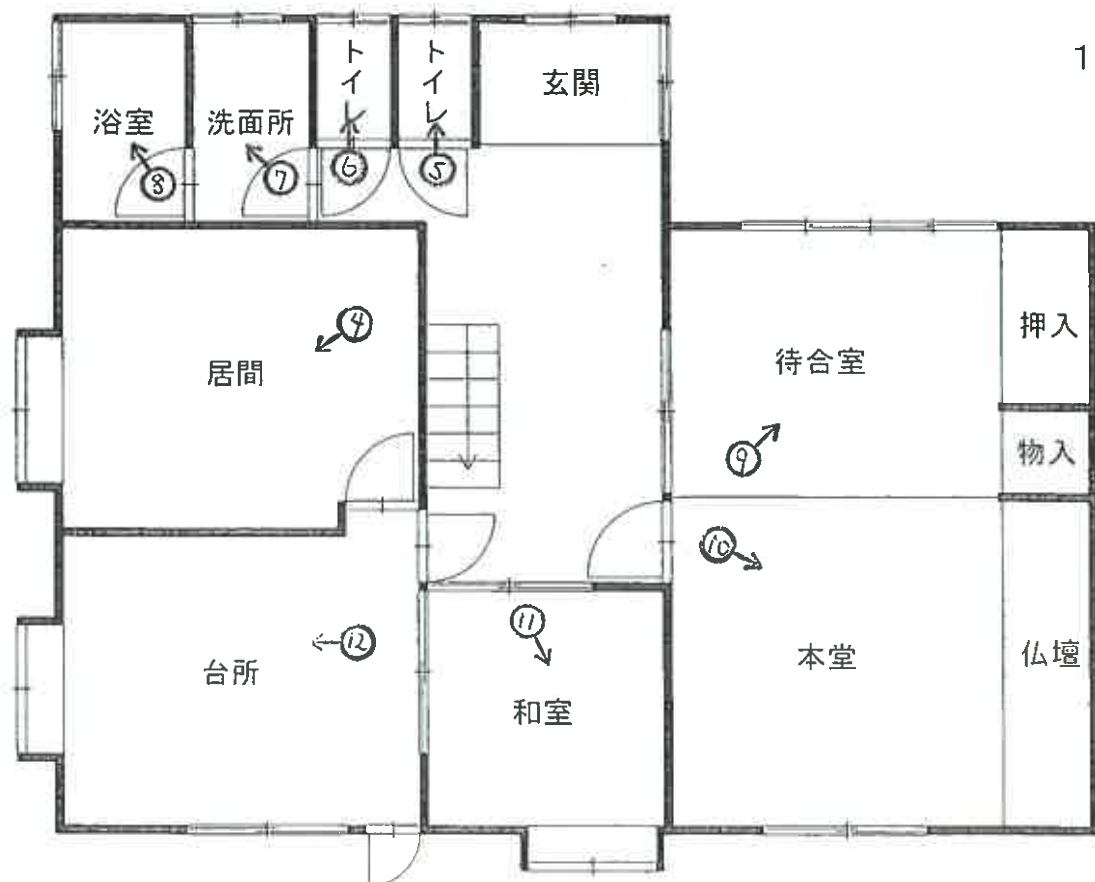
(広島県土地家屋調査士会用紙)

建物間取図（見取図）

2 階



1 階



写真①



写真②



位置指定道路

写真③



市道

写真④



写真⑤



写真⑥



写真⑦



写真⑧



写真⑨



写真⑩



写真⑪



写真⑫



写真⑬



写真⑭



写真⑮



写真⑯



写真⑰



令和 7 年 (ケ) 第 70 号
令和 7 年 11 月 25 日 現地調査
令和 7 年 12 月 17 日 評 価

広島地方裁判所 御中

評 価 書
(物件 8 ・ 1 0)

評価人 不動産鑑定士

浦 信一

第1 評価額

一括価格	
金 10,244,000円	
内訳価格	
物件8(土地)	金 4,391,000円
物件10(建物)	金 5,853,000円

- 1 一括価格は、物件8・10の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件8の内訳価格は物件10のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件10の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、内覧制度によるほかは買受希望者は物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所在等	登記	現況
8	所在地 地目 地積	呉市広大新開二丁目 10117番10 境内地 137.00m ²	地目以外は同左 地目：宅地
10	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	呉市広大新開二丁目10117番地10 10117番10 礼拝所 木造瓦葺2階建 1階 91.06m ² 2階 53.92m ² 合計 144.98m ²	同左
番号	特記事項		
	・特になし。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件8）

位 置 ・ 交 通	「広小学校前」バス停の南西方・直線距離約50m (別添「位置図」参照)		
付 近 の 状 況	付近は、中小規模の一般住宅が建ち並ぶ住宅地域		
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 第1種住居地域 60% 200% なし 宅地造成等工事規制区域、広駅前地区地区計画	
画 地 条 件	規模 137.00 m ²	間口 約 4.5 m 奥行 約 13 m 形状 ほぼ整形 接面状況 中間画地 その他 地勢ほぼ平坦	
接面道路の状況	北西側約 4 m舗装 公道 高低差 ほぼ等高 ※呉市建築指導課にて、上記接面道路は呉市所有の建築基準法第42条1項5号道路(位置指定道路)である旨の説明を受けた。なお買受希望者自身による確認が必要である。		
土地の利用状況等	現状は、物件8上に物件10の建物が存する。 隣地は戸建住宅等。 目的外建物 なし		
供給処理施設	上 水 道	接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 あり ※ここでの「上水道」とは水道法の規定による水道事業(簡易水道含む)及び専用水道により給水されているものを言う。井戸等はこれに含まれない。	
	都市ガス	接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 あり ※ここでの「都市ガス」とは改正ガス事業法の規定によるガス小売事業により供給されるガスを言う。69戸以下の団地に供給される簡易ガス・LPG等はこれに含まれない。	
	公共下水	接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 あり ※ここでの「公共下水」とは下水道法の規定による公共下水道のことを言う。団地集中浄化槽や工業用専用水道等はこれに含まれない。但し農業集落排水等の各種集落排水は含むものとする。	
特 記 事 項	・特になし。		

2 建物の概況及び利用状況（物件10）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）：昭和 53 年 1 月 21 日 新築 経 過 年 数：約 48 年 経済的残存耐用年数：約 0 年
仕 様	構 造： 第3 目的物件欄記載のとおり。 屋 根： 第3 目的物件欄記載のとおり。 外 壁： モルタル吹付等 内 壁： クロス張り、土壁等 天 井： クロス張り、敷目天井等 床： フローリング、畳等 設 備： 電気設備、給水設備、衛生設備等 その他： 特になし
床面積（現況）	第3 目的物件欄記載のとおり。
現 況 用 途 等	現況用途：礼拝所 間 取 り：添付の附属資料「建物間取図（見取図）」のとおり。
品 等	普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特 記 事 項	・特になし。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件8）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	持分 オ	建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ×オ
8	119,000	0.95	137.00	0.90	1	13,939,000

ア 標準画地価格

公示価格等からの下記規準価格を参考に、周辺取引事例等を検討のうえ査定した。

※標準画地を、幅員4m舗装道路に略等高接面する地積約150㎡程度の略整形な中間画地とした。

地価公示価格（呉－22）

公示価格等 (円/㎡) a	時点修正 b	標準化 補正 c	地域格差 d	規準価格(㎡/円) a×b×c×d
125,000	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{105}$	119,000

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正： 必要なし。

◇地域格差： 街路条件、交通接近条件、環境条件、行政的条件等を考量のうえ査定した。

イ 個別格差：

行き止り	0.98
間口奥行	0.97
相乗積	0.95

ウ 地 積： 登記数量による。

エ 建付減価： 新築後相当年数経過した建物が存することによる減価を考慮した。

オ 持 分： 共有持分(完全所有権の場合は1と表記)

(2) 建物価格 (物件 10)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	持分 エ	建物価格(円) ア×イ×ウ×エ
10	160,000	144.98	0.03	1	696,000

ウ 現価率：

経過年数 a	経済的残存 耐用年数 b	経済的全 耐用年数 a+b
48 年	0 年	48 年

残価率	観察減価
3 %	0 %

現価率＝〔残価率＋（1－残価率）×（経済的残存耐用年数÷経済的全耐用年数）〕
×（100％－観察減価）＝0.03

エ 持 分：共有持分(完全所有権の場合は1と表記)

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ	土地利用権等価格(円) ア×イ
8	13,939,000	0.55 法定地上権	7,666,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を 55 %と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評価額(円) (ア+イ)×ウ×エ×オ
8	13,939,000	- 7,666,000		1.00	0.70	4,391,000
10	696,000	+ 7,666,000	1.00	1.00	0.70	5,853,000
一括価格 (合計)						10,244,000

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：必要なし。

オ 競売市場修正：第2 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格（呉－22）

所 在 : 広大新開3丁目10398番4「広大新開3－2－9」
価 格 : 125,000円／m²
位 置 : JR呉線「広」駅の西方・道路距離約500m。
価 格 時 点 : 令和7年1月1日
地 積 : 147m²
供給処理施設 : 水道、下水道、ガス
接 面 街 路 : 西側6.8m市道
用途指定等 : 第1種住居地域（建蔽率 60%、容積率 200%）
地 域 の 概 要 : 一般住宅、アパート等が建ち並ぶ既成住宅地域

2 固定資産税評価額（令和7年度）

※非課税規定に該当しているため、固定資産税台帳に登録されていない。

第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図（呉市 縮尺 1／10,000）
- 2 公図写し（法務局備付）
- 3 地積測量図写し（法務局備付）
- 4 建物図面・各階平面図写し（法務局備付）
- 5 建物間取図（見取図）

以 上

受命物件の位置図 呉市（国土地理院地図）



登記年月日：昭和44年4月25日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(広島法務局呉支局 管轄)
令和7年5月2日 東京法務局

登記官

地図整理番号：M87338

(1/2)

縮小 A3→A4

1/2

0923022

地 積 測 量 図

前 10117-1

地 番 (B)10117-4~9(分)10117-10

土地の所在 呉市広町字大新開4丁目

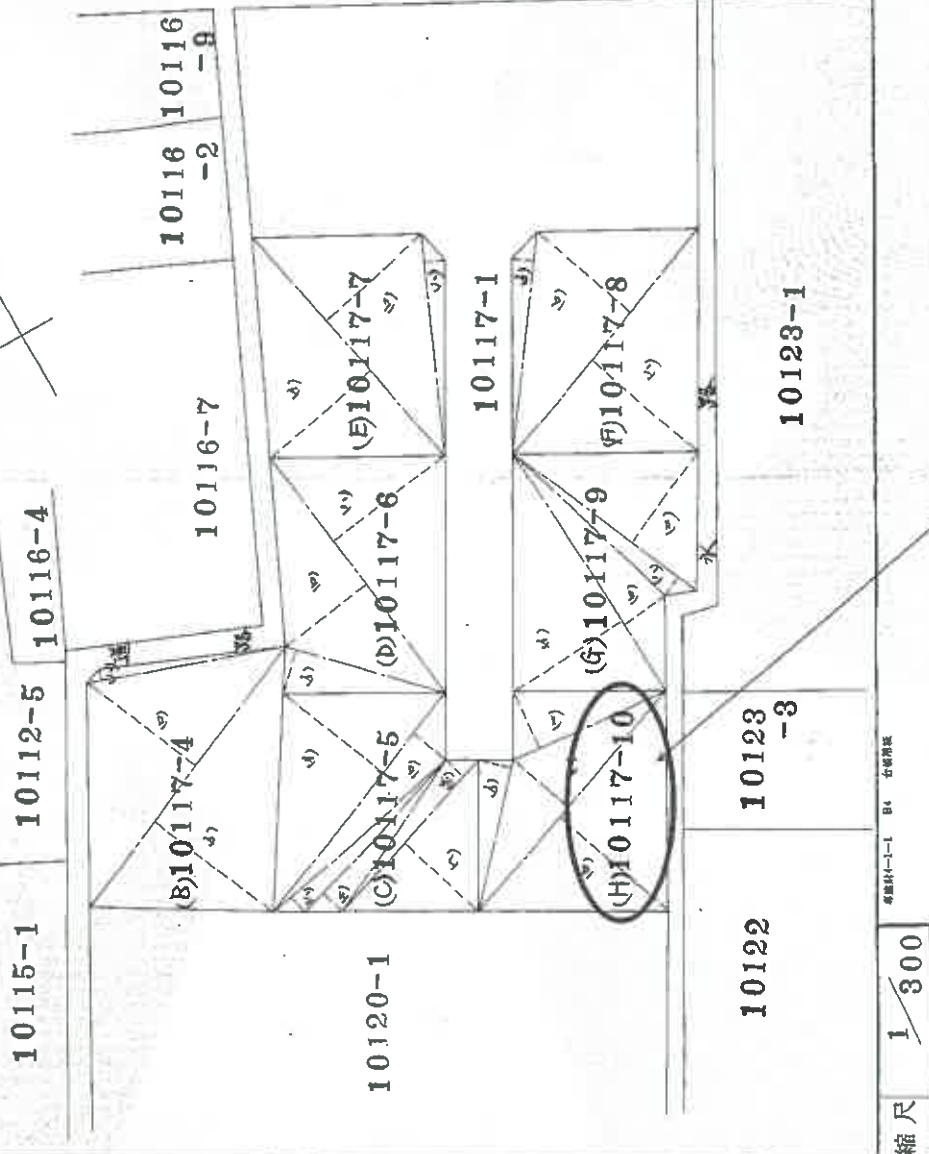
広大新開2丁目

544,4.25

作製年月日
昭和44年4月25日

作製者

申請人



物件 8

縮尺 1/300

45, 4 2,000

登記年月日：昭和44年4月25日

0923023

地番	(B)10117-4~(H)10117-10
土地の所在	呉市立町字大瀬田イ行 広瀬橋2丁目

地積測量図

1/2

製作年月日	昭和44年4月25日
製作者	
申請人	

求積表

付号	線量	線倍	積	付号	線量	線倍	積	付号	線量	線倍	積
(B) 10117-4											
U1	17.35	8.185	17.12475	U1	7.10	2.170	26.17000	U1	16.60	7.165	126.17000
U2	17.35	8.120	158.67000	U2	7.30	6.100	103.17000	U2	16.60	3.100	49.17000
U3	12.05	0.170	8.48550	U3	7.10	8.135	44.17550	U3	13.70	1.130	17.17000
計			93.88525	計			274.9850	計			9.17000
=除			16.9717	=除			13.7449	=除			286.3700
(C) 10117-5											
U1	16.50	7.150	129.25000	U1	17.20	7.190	135.78000	(H) 10117-10			
U2	16.50	2.150	4.12500	U2	17.20	7.155	129.18600	U1	9.10	1.190	17.17000
U3	13.60	1.250	16.92500	U3	13.10	1.25	16.37500	U2	17.20	8.160	147.17200
U4	12.30	1.150	18.14500	計			282.1150	U3	17.20	4.125	73.17000
U5	12.10	1.150	18.11500	=除			14.1765	U4	10.05	3.165	36.16825
計			269.8950	(F) 10117-8				計			274.9825
=除			14.4495	U1	13.10	1.25	16.37500	=除			13.7449
(D) 10117-6											
U1	17.35	8.185	17.12475	U1	17.20	7.125	124.17000	物件8			
U2	17.35	8.120	158.67000	U2	17.20	8.135	143.62000				
U3	12.05	0.170	8.48550	U3	17.20	8.135	143.62000				
計			93.88525	計			284.6750				
=除			16.9717	=除			14.2784				
(E) 10117-7											
U1	16.50	7.150	129.25000	U1	17.20	7.190	135.78000				
U2	16.50	2.150	4.12500	U2	17.20	7.155	129.18600				
U3	13.60	1.250	16.92500	U3	13.10	1.25	16.37500				
U4	12.30	1.150	18.14500	計			282.1150				
U5	12.10	1.150	18.11500	=除			14.1765				
計			269.8950	(F) 10117-8							
=除			14.4495	U1	13.10	1.25	16.37500				

43.42000

考測制(1-1-1) B1 右欄面積

縮尺

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(広島法務局長官署管轄)
令和7年5月2日 東京法務局

登記簿

地図整理番号：487338

(2/2)

縮小 A3→A4

登記年月日：昭和53年1月23日

0925023

家屋番号	10117番10
建物の所在	大阪府大阪市東淀川区10117番地10

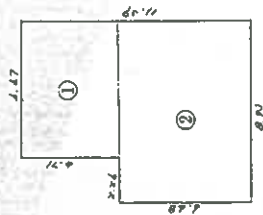
各階平面図

建物図面

昭和53年1月23日	製作年月日
昭 和 五 参 年 元 月 貳 参 日	作 製 者

53,1,23

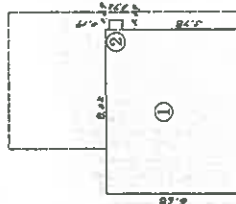
1 階



求 積
① $4.47 \times 3.24 = 14.4828$
② $8.27 \times 8.27 = 68.3829$
合計 82.8657

床面積 82.87 m^2

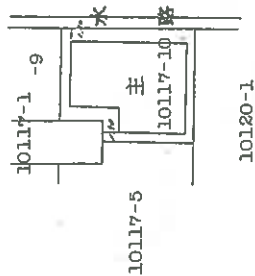
2 階



求 積
① $8.27 \times 8.27 = 68.3829$
② $4.47 \times 3.24 = 14.4828$
合計 82.8657

床面積 82.87 m^2

物件10



縮 尺	1	1/250	1	1/500
-----	---	-------	---	-------

(広島県土地家屋調査士会 用紙)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(広島法務局 支局 管轄)
令和7年5月2日 東京法務局

登記簿

地図整理番号：M87324

縮小 A3-A4

建物間取図（見取図）

